

Ⅱ おもてなしロゴの概要について

おもてなし力向上に取り組む市町村・事業者等に「おもてなしロゴ」を活用していただき、「オール千葉」での一体感を持ったおもてなし機運の醸成を図ります。

1 おもてなしロゴを使用するためには...

「おもてなしロゴ」使用申込書（第6号様式）を作成し、下記申込先にメールでお申込ください。

承認後、「おもてなしロゴ」使用許諾通知書（第7号様式）を交付し、データ提供します。



申込先

千葉県 商工労働部 観光政策課
誘客企画室
E-mail : promotion@mz.pref.chiba.lg.jp
問合せ TEL : 043-223-2412

2 使用できる範囲について

(1) おもてなし力向上に取り組むことを目的とし、イベント等は無償で配布する物品等（資材・景品等）やその包装・パッケージに使用する場合。

ただし、有償販売を前提とした物品等の場合は除く。

(2) おもてなし力向上に取り組むことを目的とし、ホームページ、雑誌等への広告掲載や名刺等、広告を目的として使用する場合。

3 遵守する事項について

(1) 県の事前承諾を経ずに、おもてなしロゴのデザインを変更し又はその一部のみを使用することをしてはいけません。

(2) おもてなしロゴのデザインの縦横比を変更してはいけません。

(3) おもてなしロゴのデザインの配色を変更してはいけません。

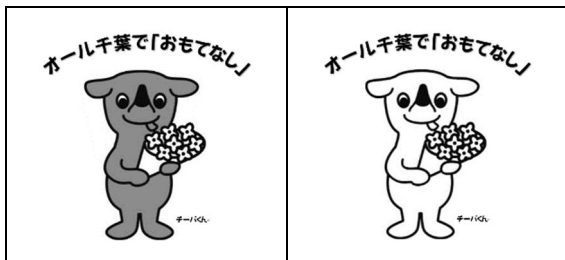
(4) おもてなしロゴのデザインの使用状況等について、県から報告を求められた場合には、これに応じなければいけません。

(5) その他、「千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領」に反する使用はしてはいけません。

4 その他使用例について

<モノクロ印刷デザインの提供について>

背景色等の都合により、モノクロにてロゴ使用をしたい場合は、データ提供しますので、観光政策課宛て個別にご相談ください。



※「オール千葉おもてなし隊PR用デザイン」のモノクロデータの提供はありません。

<自社キャラとのコラボについて>

下記のとおり、自社キャラクターを使用したデザインとすることも可能です。
このようなデザイン使用をしたい場合は、観光政策課宛て個別にご相談ください。

No.	1
「おもてなしロゴ」 基本デザイン とのコラボ	
No.	2
オール千葉 おもてなし隊 PR用デザイン とのコラボ	

※実際の使用時には、県報道広報課宛て別途申請が必要となります。

申込書等、各種様式のダウンロードはこちらから！

県HP「おもてなしロゴ」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kankou/action/omotenashi-logo.html>

